江府町告示第３２号

国土調査法（昭和２６年法律第１８０号）第７条の規定により地籍調査に関する令和８年度における事業計画を次のとおり定めたので告示する。

令和　８年　４月２４日

江府町長

１．事業計画が定められた年月日

令和８年４月７日（計画決定日）

２．調査を実施する者の名称

江府町

３．調査地域

日野郡江府町大字久連、大字宮市及び大字柿原の各一部

４．調査期間

令和９年３月３１日まで